

平成20年9月19日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第19日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第68号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第70号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
3. 議案第77号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
4. 陳情第21号 スパ・タラソ天草2階プール部門の継続運営についての陳情書
5. 陳情第22号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」議決の要請について
6. 陳情第24号 松島～八代間航路財源支援のお願い
7. 陳情第25号 「郵政民営化法の見直しに関する陳情書」議決の要請について

日程第 2 農林水産常任委員長報告

1. 議案第70号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
2. 請願第 2号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願

日程第 3 建設常任委員長報告

1. 議案第67号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第70号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
3. 議案第78号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
4. 議案第79号 平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第66号 上天草市男女共同参画社会推進条例の制定について
2. 議案第69号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第70号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
4. 議案第71号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
5. 議案第72号 平成20年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
6. 議案第73号 平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
7. 議案第74号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）

補正予算（第1号）

8. 議案第75号 平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
9. 議案第76号 平成20年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
10. 議案第80号 平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
11. 議案第81号 平成20年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
12. 議案第82号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
13. 請願第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願書
14. 陳情第11号 阿村保育園存続に関する嘆願書
15. 陳情第19号 公立保育所の民間移管についての要望書
16. 陳情第20号 子どもを守る保育の推進について
日程第5 議案第70号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第4号）
日程第6 発議第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
日程第7 発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
日程第8 発議第7号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について
日程第9 発議第8号 上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 発議第9号 上天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（25名）

議長	渡辺 稔夫				
1番	高橋 健	2番	小西 涼司	3番	島田 光久
4番	新宅 靖司	5番	川口 望	6番	田中 万里
7番	塩田 真一	8番	山口 安彦	9番	北垣 潮
11番	園田 一博	12番	堀江 隆臣	13番	佐藤ユミ子
14番	窪田 進市	15番	田中 豊八	16番	津留 和子
17番	瀬崎 秀輝	18番	寄口 大和	19番	桑原 千知
20番	渡辺 勝也	21番	田中 勝毅	22番	藤川 勝久
23番	山崎 哲哉	24番	蓑塚 安親	25番	須崎 正造

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 東川 義勝

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総 務 部 長	川本 一夫	企 画 観 光 部 長	村田 一安
健 康 福 祉 部 長	松浦 省一	市 民 生 活 部 長	田中 義人
建 設 部 長	永森 文彦	経 済 振 興 部 長	山下 幸盛
教 育 部 長	鬼塚 憲雄	水 道 局 長	鋤田 成朗
上天草総合病院事務長	松本 精史	財 政 課 長	永森 良一
総 務 課 長	杉田 良一		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	村枝 誠二	局 長 補 佐	野崎 秀満
参 事	大石智奈美		

開会 午前10時00分

議長（渡辺 稔夫君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

審議に入ります前に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（堀江 隆臣君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は5件の追加議案の取り扱いで、議員発議による条例、規則の改正及び議員発議による意見書の取り扱いについて並びに委員会付託についてございました。

この議案について、事務局長から提案理由の説明を受け、委員会で慎重に審議しました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定をいたしました。また、審議の方法について検討しました結果、委員会への付託を省略し、本日の本会議で審議、採決することに決定しましたので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 総務常任委員長報告

議長（渡辺 稔夫君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議におきまして総務常任委員会に付託いたしました議案第68号、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定の基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について外6件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（園田 一博君） おはようございます。それでは総務常任委員会の報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託されました案件について、9月12日に委員会を開き、全委員出席のもと審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第68号、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、まず、担当課長から補足説明がありました。今回の改正は、誘致企業である株式会社マルチ・コンポジットの出資企業である株式会社エムテックが、工場の増設を目的に用地を取得したことによる3筆の加入と、今津地区の5筆及び樋合地区の27筆は環境省から、この区域は国立公園法の保護区域であるため除外を求められたことによる削除であるとの補足説明後、まず、委員からは前島地区は国立公園法の第3種特別地域、樋合については2種地域であるとの説明があったが、2種、3種地域で建物の建設用件についてどのような規定があるのかとの質問がありました。担当課長からは、目的区分について違いがあるが、高さ制限については13メートル以下、屋根、壁面の色彩、形態が自然との調和を著しく乱さないなどの規制があるとの説明がありました。

次に、委員から、企業立地の促進等による地域から前島地区は外すというわけですかとの問いには、担当課長からは、環境省から外すようにとの通達があったため今回の改正となったことの説明がありました。また、前島にホテル等の建物をつくる場合は、今まで以上につくりにくくなるのではないかとこの質問に対しては、国立公園法の規定に基づいた建物及び緑地をつくるということになりますとの答弁でありました。

また、委員からは、樋合地区は2種地域であるとの説明だが、私の知る範囲ではよほどのことがない限り建物等にしても触ることもできないという感覚でいるが、現時点でどういう企業が来

ようとか問い合わせがあるとか、そういった企業があるのかどうなのかとの問いに、担当課長からは、いろいろアピールをしているが、リゾート計画とか県とも協議しながら樋合地区に来ていただけるような企業を探したいとの答弁でありました。

また、委員から、前島地区の市有地については、埋め立て地であるので国立公園法の規制を受けない普通地域であると認識していたが、資料の線引きされた全区域が3種地域の指定を受けると理解しているのかとの問いに、担当課長からはそのとおりであるとの回答でありました。

本件につきましては、このような慎重審査の結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号の所管部門についてでございますが、本件につきましては、まず委員から、天草四郎観光物産協会負担金について104万円計上してあるが、その内訳について及び組織編成についてどうなっているかの質問がありました。担当課長からは、物産協会は8月8日に設立され、その中の事業として、観光客の受け入れ体制が不十分であるとの指摘で、接遇研修を重視し、研修費用として30万円、眠っている観光資源の開発費として24万円、パンフレット作成費として50万円を今回補正予算として計上させていただいているとの答弁がありました。また、物産協会の組織については、管内の漁協、農協の既存団体をメインに各観光協会から3名、NPO法人から3社、市内外への情報発信が直ちに発信できるよう市内の観光業者にも入っていただいている。天草宝島観光協会を見据えての組織編成をしているとの答弁でありました。

また委員からは、負担金として104万円とされているが民間団体にも負担金はあるのか、あるのであれば、その基準についてはどうなっているのかとの質問がありました。担当課長からは、今回については民間からの負担はなく市からの負担のみである。しかし、今後事業を実施していく中で、事業に対しての負担が発生してくるので、受益者負担として負担をしていただくことになると思うが、各種団体全体からの負担金は考えていないとの答弁がありました。これに対し、委員からは、市が全額負担するのではなく、地域振興協議会のように各団体からも負担していただくというのがいいと思うがとの質問に対して、担当部長からは、8月8日に設立したばかりであるので、今後事業を進めていく中で負担は生じてくるとは思っているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、参加された団体は観光協会、地域振興協議会にも所属され負担金を納められているのに、また負担金を取るというのはおかしいのではないのかとの質問がありました。これについて担当課長からは、今後事業を実施していく上で、恩恵を受ける団体からは受益者負担をお願いしたいと考えているが、各種団体全体から負担金を納めていただくということではないとの答弁がありました。

また、委員から、入退会については自由にできるのかとの問いに対して、担当部長から、観光協会から各2名推薦していただき、そのほかに日本内外旅行からも1名社長に、またNPO法人から3名、市のほうから2名入っていただいているが、入退会については役員が都合で退会したいということであれば、変更は仕方がないと思っている。事業については14名の役員で推進し

ていくことになっているとの説明がありました。

また、委員からは、旧4町の各種団体が合併しないからこの観光物産協会ができたと思うが、各町の観光協会が合併しないままだと外部から見た場合、わかりにくいし、いろんな問題があると思う。旧町の観光協会等の合併は市の強い行政指導で進めなければならないと思うが、市はどのように考えているかとの質問がありました。担当部長からは、市外から見た場合にどこに問い合わせたらいいのかわかりにくいなどの問題があって今回の観光物産協会ができた意味がありますが、合併しないと補助金は出さないということは市の立場からはなかなかできない部分があります。観光協会への補助金は、以前と比べ半額くらいに削減するとなっております。観光協会だけではなく、他の団体への補助金も削減しているということで御理解をいただいているとの答弁がありました。

また、委員から、観光協会の合併については総務常任委員会として強く望んでいることの申し入れをしたらどうかとの意見に全委員の賛成があり、総務常任委員会委員連名で部長ないし市長へ申し入れを行うことになりましたことを御報告申し上げます。

また、委員から、借入金の利息については、確定した後でないと明確な利率は載せられないと思うが、確定した後の利率について報告はできないかとの質問がありました。担当課長からは、持ち帰って協議をしたいと思うが、借入利率については、据え置き期間、借入期間等で利率が違ってきますが、ただ単に5%という部分については、また改めて協議する必要があるとの回答がありました。

また、委員からは、バス乗り場整備事業負担金1,118万1,000円とあるが、これは宮津のさんば一筋のバス乗り場の整備負担金だと思うが、宮津まで行く現在使っているバス停は企画政策課では回ってみられたか。日陰とかがとれる場所もない所がいっぱいある。お年寄りが多く利用されているので、そういったところの整備も進めないとサービスの向上にはつながらないと思うがどう考えているのかとの質問がありました。担当課長からは、今回のバス再編に当たり、バス停をつくらなければならない所とか移動しなければならない所の把握を行うために確認はしている。御指摘のバス停の整備については検討したいとの答弁がありました。

また、委員からは、公債費の元金償還金1億5,900万円の繰り上げ償還が計上されているが、その内訳についての質問がありました。担当課長からは、昨年度から実施している5%から7%台の分についての償還である。今回については、5%台の政府資金関係の償還である一般会計、下水道会計についての補正であるとの説明がありました。

以上のような質疑を経まして、本件につきましては慎重に審査した結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第77号、平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号についてですが、本件につきましては、委員から、繰越金があつて基金に繰り入れるという形になっているが、今回の基金積立を入れて総額は幾らになるかとの質問がありました。担当課長からは、平成19年度までに1,200万円積み立てているので、今回の積立を入れると1,600万円の

積み立てになるとの説明がありました。また、基金がどのくらいになったら改修するかとの質問に対しては、今協議中であるが、3,000万円ほどだと聞いているとの説明でありました。

以上のような質疑を経まして慎重に審査しました結果、本件につきましては異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第21号、スパ・タラソ天草2階プール部門の継続運営についての陳情書についてですが、まず委員からは、平成19年度の収支状況と起債償還について、市から資金が投入されている総額についての質問がありました。担当課長からは、平成19年度の決算については、収入の部で2億1,007万4,049円、支出の部で2億3,135万816円、経常利益としてマイナスの2,127万6,767円となっている。市の持ち出し分については、委託管理料として2,269万6,102円である。さんば一の収益金については、平成19年度で1,196万円程度であるとの説明がありました。また、起債償還については、今年度から平成27年度までが毎年1億9,965万6,420円の償還、平成28年度が5,278万9,870円の償還を行うことになっているとの答弁でありました。

また、委員からは、この陳情書は9月から休止することへの継続の陳情と思いますが、聞くところによると11月まで延長したと聞いておりますが、指定管理が来年3月までとなっておりますので来年3月まで継続すると決めたのかどうなのかとの質問がありました。担当部長からは、市としては、新聞では11月まで状況を見ながら続けていくと報道されておりましたが、来年3月までは決算状況を見ながら営業を続けていく方針でおりますとの答弁がありました。

また、委員からは、来年度の指定管理者の募集については全国から募ると聞いておりますが、スパ・タラソ天草とさんば一を一体とした募集なのか、それとも切り離れたところの募集なのかとの質問がありました。担当部長からは、指定管理でスパ・タラソ天草と物産館さんば一が別々の指定管理になった場合には当然切り離されると思う。また、スパ・タラソ天草は来年3月までが契約期間であるが、物産館さんば一はあと2年の契約期間があるので募集の中身が違ってきますとの説明でありました。

また、委員からは、決算書を見る限りにおいては今すぐ閉めなければならない状況であるが、まだまだ市、議会、会員の皆様が一体となって知恵を出し合えば、まだ継続できる方法はあるはずだ。その上でだめであるなら、いつまでも市の税金を投入することはできないから、そうならないための努力は市はされているのかとの質問がありました。担当部長からは、9月から休止するとの申し出があったが、市のほうでは経営改善案ということで、9月から市民の協力を得ながら使用料の値上げ、営業時間の延長、休館日の見直し、職員の削減等々の改善案を提示し、御協力をいただきながら、まずは来年3月まで営業を続けていくということで努力をしているとの答弁がありました。

また、委員からは、このスパ・タラソ天草のタラソ部門の継続については、特別委員会を設置し、その中で慎重に協議したらどうかとの意見が委員長である私にありましたので、議運のときにもお願いしたが、総務常任委員会の所管ではありますけれども、議員の皆さんの意見を知恵を出し合って、経営に口を挟むわけにはいきませんが、継続するためにこういう努力をする、

こういうことをしたらどうかとか議員さんが多ければ多いほど知恵が出るのではないかという気持ちでいることを申し上げたわけです。これに対してほかの委員から、特別委員会を設置するとすると、この問題を議会が背負うことになる。また、この問題は進行中である上、民間の問題である。その民間の問題を議会が背負うということは問題だと思うので慎重に考えていただきたい。また、市議会議員の視察研修が10月1日から3日まで、唯一黒字を出している鹿児島県奄美市の温泉施設の研修が計画されているので、スパ・タラソ天草とどこが違うのか視察を終えた後、また協議すればいいのではないかとの意見もありました。

また、委員から、確認ということで、永遠に市の税金を投入し続けるということではできないと考えているが、担当部局はどう考えているかとの質問に対しては、担当部長より、公共施設ではあるけれども独立採算制というのが基本であるので、予算を計上して議会の同意を得る以上は市民の理解がなければできませんので、はっきりとは申し上げられませんが、何とかお互いに経営努力をしながら、皆さんが納得できるような形をつくるべきではないかと思っている。また、永遠に税金を投入し続けるかの質問については即答できないとの答弁がありました。

また、委員からは、来年度の指定管理者の募集が出されるということであれば、新たに受けた指定管理者が運営を行うということは決定だと思うが、再び株式会社おおよのが応募するということはあるのか、現在、株式会社おおよのは2階プール部門の休止の申し入れをしたということは経営を放棄したと考えるのでまた応募するということは考えられないが、市はどのように考えているかの質問がありました。担当部長からは、また応募してくるかどうかはわからないが、放棄したとは考えていない。休止の申し出があったので、市としての改善案を株式会社おおよのほうに提示して、その提示案をもとに運営をやり直すということで現在努力をされておりますので、放棄したとは考えていないとの答弁がありました。

また、委員から、スパ・タラソ天草の指定管理者の公募を行って、どこからも応募がなかった場合の対応についてはどう考えているかの質問がありました。担当課長からは、公募する以上は応募があることを前提に公募を行うわけですから、仮に応募がなかった場合には、審議会を開いて協議するという答弁がありました。

また、委員からは、スパ・タラソ天草を今後指定管理者に出される場合は、利益優先だけを目的に運営されることのないよう、本来の目的である健康増進、医療費の削減、観光客の増加等を図る施設として活用されるよう協定書の整備には配慮を求める意見、それから今後指定管理者に出された場合の、現在勤めておられる職員の処遇についても不利益をこうむることがないように配慮していただきたい旨の意見がありました。

また、委員からは、利用者にとっては悪い改善であるといいながら、今もこれからも会員の募集を続けるというのは納得がいかないがとの質問がありました。担当部長からは、確かに会員を勧誘しにくくなったという声は聞いております。しかしながら、できる限り存続させたいがためにこのような案を提示して、現在会員の皆様をお願いをしているところです。この改善案については来年3月まで試行という形で行っていかうという考えでいるとの答弁がありました。

また、委員からは、全国に同様の施設が17あると聞きましたが、その経営状況についての質問がありました。担当部長からは、ほとんどの施設が赤字である。今回議員研修で計画されているところが唯一、単年度ではありますが黒字を出しております。会員数が600人で、スパ・タラソ天草の会員の約4倍の会員がいるとの説明がありました。

以上のような質疑を経まして、この陳情につきましては引き続き慎重な審議が必要であるとして、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第22号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書議決の要請についてですが、過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月末で失効することとなっているが、過疎地域が果たしている多面的、公共的な機能を今後も引き続き維持していくためには新たな過疎法の制定が必要であるため、採択することと決定し、陳情書にあります新たな過疎対策法の制定に関する意見書を、総務常任委員会で議案として本会議に提出することを決定した次第です。

次に、陳情第24号、松島一八代間航路財源支援のお願いについてですが、まず補足説明として担当課長から、8月29日に事情聴取した結果について、燃料高騰分についての経費を補助していただきたい内容のものであったことの報告がありました。

委員からは、1日50人弱程度の利用者しかないが、これで運営してこれたのかとの質問がありました。担当課長からは、平成19年度の決算で310万円の赤字、平成18年度が204万円の赤字である。平成16年度までは68万7,000円の黒字となっているが、非常に厳しい経営状況が続いているという説明がありました。

また、委員からは、龍ヶ岳、姫戸町から八代に通っている学生がいたが、今は恐らくこのフェリーを使って学生は通学していると思う。また、漁業、農業を営んでおられる人たちも、松島まで運んで八代に出荷されている人も年間には相当いると聞いておりますので、もしフェリーがなくなった場合には相当な経済的マイナスが起きてくるのではないかと思うが、その辺の調査はしたのかとの質問に対しては、担当課長からは調査していないとの回答でありました。

また、委員からは、この陳情書を見る限りでは、補助をしてくださいということですがどれくらいの金額を望まれているのかの質問がありました。担当課長から、金額は出ていないが燃料費の高騰分の経費をとということであるとの説明がありました。

また、委員からは、補てんをした場合に、以前やめられたところもあるし、この陳情書をきょう判断するという事は難しいので、継続にして調査する必要があるのではないかと意見もありました。

また、委員からは、阿村の干切漁港からフェリーが発着できるようにすれば30分で行くことができるので、利用者も多くなるのではないかと質問がありました。担当部長からは、干切は漁港であるのでフェリーの発着はできない。漁港に港湾区域をかぶせるということは法的な手続をとらなければできませんし、漁港としてつくった施設にフェリーを接岸していいかという問題もあるとの説明がありました。

また、委員からは、今までに辞めた業者との関係もあるが、一度やめてしまってからでは交通

手段がなくなってしまう。それからではもう遅いので、どういう支援ができるか、燃料費の高騰分の経費をとということだけでなく、ほかにもいろいろな支援の仕方があると思うので、市のほうでも探っていただきたい。

また、委員から、天草市についても熊本港との間で同じような問題があったと思いますので、そこら辺も調べていただきたい意見も出ました。

また、委員から、苓北町が指定管理者で運行していると聞いているが、状況はわかりませんかとの問いに対して、担当課長からは、苓北町は年額1,000万円指定管理を行っているが、燃料費の高騰分についてはリスク負担ということで、今回2,000万円追加すると聞いているとの答弁がありました。

以上のような質疑を経まして、この陳情につきましては引き続き慎重な審議が必要であるとして、継続審査とすることを決定いたしました。

次に、陳情第25号、郵政民営化法の見直しに関する陳情書議決の要請についてですが、まず担当部長から、法的な見直しを含め、郵政3事業が一体のサービスとして運営されるよう要望するというのが主な内容であるとの補足説明がありました。委員からは、近隣の議会の状況はどうなっているのかの質問がありましたが、担当部長からは、調査していないとの回答でありました。

また、委員から、郵便局はいろいろと大変だから応援していきましょうという意見もありました。

以上のような質疑を経まして、採択することと決定し、陳情書にあります郵政民営化法の見直しに関する意見書を、総務常任委員会で議案として本会議に提出することを決定した次第です。

以上が当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議をいただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会として、閉会中の審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第68号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第77号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第22号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長（渡辺 稔夫君） 日程第2、農林水産常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、農林水産常任委員会に付託いたしました請願第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書提出を求める陳情外1件を議題といたします。

農林水産常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

農林水産常任委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） おはようございます。それでは農林水産常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において、農林水産常任委員会に付託を受けました案件について、去る9月12日に委員会を開き、議案審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号の所管部門についてでございますが、委員から補正予算の概要についての説明を求める質疑があり、執行部より、災害復旧事業関連で現年発生農地等災害復旧事業は道路4件、水路2件、農地2件の合計8カ所で総額が899万2,000円。また、単独災害復旧事業は道路4件、水路9件の合計13カ所で488万円。また、林業施設災害復旧事業は林道平山線、東浦大作山線の2カ所で金額は1,020万5,000円を、今回災害関連での補正予算を計上しているとの説明でありました。

この中の林道平山線災害復旧事業については、委員から、被害が大きかったようだがこのような補正額で復旧工事を行うことが可能なのかという質疑があり、執行部から、国、県と協議した結果、地下から湧水が出てきているが、側溝をつくって湧水の通り道をつくり、路面吹きつけで災害復旧工事を行いたいという答弁でありました。

次に、一般質問でも赤潮対策についての質問がありましたが、委員会では、執行部より赤潮による死魚の処分にかかる経費について説明があり、天草市と連携をとって処分しており、処分費用は357万9,720円であるが、天草市と案分いたしまして、上天草市の負担割合が39%、金額に直しますと約139万円となりますということでございました。そのうちの半分を市が負担し、残りの半分を業者に負担をしていただくということで事業を進めているという説明でありましたが、金額が確定するのが遅くなったため、予備費から流用させていただきたいとの説明でありました。

以上が一般会計所管部門の補正予算の質疑内容でありましたが、その他の補正予算内容についても慎重に審査いたしました結果、委員会では異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、請願第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出を求める請願書であります。初めに事務局より請願趣旨の説明と他市議会の採択状況などが報告され、審査に入りました。

委員からは、上天草市で専門的林業農家はどれくらいあるのかという質疑があり、執行部から、上天草市では専門での林業農家はないという答弁でありました。委員会では、この請願につきましては、地球温暖化は深刻な環境問題でもありますし、当市におきましても水産漁業関係は基幹

的な産業であるという観点から、今後、公的森林整備は木材産業の振興を通じた山村の活性化に重要な役割を果たすということで、請願の趣旨を十分に踏まえ、慎重に審査を重ねた結果、採択することで決定をいたしました。

なお、本件が採択されましたので、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書提出についての議案を、委員会として本会議に提出することを決定した次第でございます。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、農林水産常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定したことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

19番、桑原君。

19番（桑原 千知君） 357万円かの案分の139万円が市の負担で、その半分が受益者負担と半々ということですね、今の報告では。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） そうです。

19番（桑原 千知君） それにちょっと関連してお尋ねしますけれども、やはりこの赤潮の問題というのは、今回新しい知事になられた一番の争点というのは川辺川ダムの問題で、県下でも、それこそ日本全国で注目された今度の判断で、知事が白紙撤回という形でされましたけれども、川辺川は別として、それに付随する荒瀬ダムの件に関して委員会で何も発言といたしますか、議論をされた議員の方はございませんでしたか、お尋ねします。

議長（渡辺 稔夫君） 委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） 今桑原議員から質問がありましたけれども、荒瀬ダムの件につきましては出ておりません。

19番（桑原 千知君） 出ておりませんか。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） はい。

議長（渡辺 稔夫君） 19番、桑原君。

19番（桑原 千知君） では、川辺川ダムの件に関しても同じですか。

議長（渡辺 稔夫君） 委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） 請願でも出ておりますけれども、いわゆる環不知火海あるいは有明海を中心とした周りの、上天草市の水産あるいは漁業の基幹的な産業であることをかんがみ、この請願書というものに重点を置いて、私たちはそのことを本議会に提案をしようかということで置きかえた次第でございます。いいですか。

19番（桑原 千知君） いいです。

議長（渡辺 稔夫君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告のありました案件について採決いたします。

それでは、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第3 建設常任委員長報告

議長（渡辺 稔夫君） 日程第3、建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、建設常任委員会に付託いたしました議案第67号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について外3件を議題といたします。

建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

建設常任委員長。

建設常任委員長（瀬崎 秀輝君） 御報告申し上げます。

さきの本会議において、建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る9月16日に委員会を開き、全委員出席のもと審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第67号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては慎重に審査いたしました結果、市営住宅から暴力団員を排除し、市営住宅の入居者及び周辺住民の安全確保を図るため関係規定を整備するものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号の所管部門についてでございますが、委員から、土木費の道路維持費、委託料について70万円の減額になっているが、その内容について質問がありました。担当課長からは、道路舗装のため維持管理費に組み替えたため減額になったことの説明がありました。

以上のような質疑を経ました結果、本件につきましては、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第78号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について

ございますけれども、まず委員から、政府資金繰り上げ償還の内容について具体的に説明を求める質問がありました。担当課長からは、平成19年のリバイバルプランの中での計画に基づいた償還を平成20年度に予算計上している。この償還は平成21年度まで続く計画になっており、平成19年度から平成21年度までの3カ年間に限り繰り上げ償還が認められる制度に基づいての償還である。また、21年度の償還金額は2億1,800万円の計画であるとの説明がございました。

また、委員から、下水道処理の維持管理について、負担が大きくて将来財政負担になりはしないか、その辺の見通しについての質問がありました。担当課長からは、資本に係る部分については住民に負担を求めることはできないので補助等で対応している。また、処理場の維持管理費については、最終的な整備が終わった段階で料金改定等をしながら使用料で対応していくよう考えている。また、合併浄化槽等との絡みもあるので、合併浄化槽の維持管理費を見ながら住民負担分は足並みをそろえていかなければならないと考えている。また現在、下水道使用料金のほうが合併浄化槽と比較して少し安いので、その辺の見直しをしながら料金改定による収入増、また加入率の向上を図らなければならないという答弁がございました。

また、委員から、加入率の状況について質問がありました。担当部長からは、整備済み分についての加入率は69.4%になっている。おおむね70%である。本会議でも説明したように70%だからいいというわけではないが、最低限の基準は達しているだろうと思っている。市が目指しているのは100%だが、今後70%から85%までは引き上げようと努力しているところであるとの説明がございました。

また、下水道処理等の加入割合はどうなっているのかの質問については、担当課長から、下水道処理人口が4,900名、合併浄化槽処理人口が6,159名、龍ヶ岳地区のコミュニティープラントが670名、合計として1万1,700名の方が処理をされている。それ以外の約2万人強の人については汲み取り式といますか、従来の処理方式で処理されているとの説明がございました。

また、担当課長から、松島地区の下水道整備事業が来年度で終わるが、本会議の際にお配りした図面があるが、これは熊本県がまとめた生活排水処理施設整備の構想図で、上天草市の部分であるが、これについては平成22年度から県下全域で見直しが始まるので、その見直しの段階で明確にして対応しないと、合併浄化槽等の設置に対しての補助金対象にならなくなることもある。見直しに当たっては建設常任委員会の委員に協力していただきたいとの説明がありました。

また、委員から、滞納があると聞いているが、その辺の状況及び不納欠損について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、徴収については納税課のほうでは対応していないので、水道局と下水道課で協力しながら行っている。不納欠損については、既に上天草市に住んでおられない方とか行方不明者については不納欠損ということでお願いをしなければならないところが出てくると思うが、取りこぼし等がないよう収納対策会議の中で情報交換をしながら徴収をしていかなければならないと思っているとの答弁がございました。

以上のような質疑を経まして、慎重に審査をしました結果、異議なく原案のとおり可決するこ

とに決定いたしました。

次に、議案第79号、平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号についてですが、まず委員からは、物揚場というのはどこの場所について言っているのかの質問がありました。担当課長からは、松島地区の阿村港で、特別会計を設けて償還に努めている。年間の収入は350万円ほど使用料として歳入に計上しているとの説明がありました。

また、委員から、管理委託の問題があったと思うが、その進捗状況について質問がありました。担当部長からは、阿村港の物揚場を民間委託をしたらという話があり、地元に移管することで進めてみたが、委託料を出して地元に移管するというのは問題があるという意見があり、今、停滞状態である。

詳しい状況については、物揚場の維持管理上問題なのは、かなり物揚場が広い上、夜中にごみなどを捨てにきたり砂が飛んできたりして周辺住民が迷惑している。そういった問題をある程度のお金を出して地元の住民に年間維持管理をしていただきたいという気持ちはある。維持管理する上で、地元のほうが目が届きやすいし一番いい方法ではないかと考えている。現状のように職員が二人、3人も出て行って対応するというのは非能率的であるし、地元で管理していただけないかということで進めてきた。しかしながら、リバイバルプランで新たにお金を出して進めるといのはどうかということで進んでいないとの報告でございました。

この件につきましては、他の委員からも、串漁港のように監視員などを置いて地元で管理をお願いしたらどうかとの意見がありました。担当課長からは、串漁港については、短期的で資材の仮置き場ということでタコつぼを置いたりすることはできるが、阿村港については1年間の使用料をいただいている関係もあり、また、漁港と港湾の使用目的の違いがあるのでとの答弁がありました。

また、担当部長より、阿村港の物揚場建設の経緯について説明がありました。合津港フェリー乗り場横に長い間砂を置いていたため地元より相当な非難があり、もう砂を揚げさせないという問題が起り、合津港の代替機能として阿村港に建設をし移管したわけです。阿村港としても物揚場があったほうが良いということから、おおむね受け入れていただいたという経緯があったとの説明がありました。

また、担当部長から、管理委託料については年間10万円程度と聞いていたが、今財政状況が厳しいこともあり、10万円も出すのはどうかという意見があるので、他の地域の管理委員会等の状況を勉強しながら、また地元の意見も聞きながら進めていきたいとの説明がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経まして慎重に審査いたしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上が当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議をいただき、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

また、建設常任委員会として閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号を除く議案についてこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第67号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第78号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第79号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

日程第4 文教厚生常任委員長報告

議長（渡辺 稔夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第66号、上天草市

男女共同参画社会推進条例の制定について外15件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

まず、6月議会で付託され、継続審査となっておりました阿村保育園の存続に関する嘆願書と、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願書につきまして、閉会中の8月22日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要から御報告申し上げます。

阿村保育園の存続に関する嘆願書につきましては、保育所適正化審議会からの答申の中に、保育園廃止後は老朽化のため利用しないとの文言がございましたので、現地踏査を行い、委員全員で施設の状況を確認し、審査に入りました。

審査では、初めに、6月の委員会時に質疑がありました阿村地区の園児数について執行部から補足説明がなされ、平成20年は阿村全体で152名、阿村保育園児が全体の25%の38名、阿村地区内の私立保育園愛光園の園児が40%の62名いることなど、ここ5年間の園児数等を1歳きざみに分け、詳しく説明がなされました。

委員からは、阿村地区の将来の園児数推計など今後の見通しについてさらに質疑がございましたが、執行部からは、市全体の人口推計は把握しているが、阿村地区は特殊性があり人口が余り減らない地域なので市の推計をそのまま当てはめにくく、予測しづらいとのことでした。

また、8月18日に嘆願書を提出された保護者の方々が福祉課を訪れられ、意見を述べられたとのことでしたので、執行部からその内容も報告されました。保護者の方は、嘆願書を提出したその後の動きはどうなっているのか。他の保育園に通わせるなら、さらに保護者の負担がふえる。現在3人目からは未満児は保育料が無料だがその点の見直しはしないのか。手のかかる未満児が無料だと市の財政を圧迫しているのではないか。そもそもなぜ阿村保育園は早い時期での廃園なのかなどの質問がなされたとのこと。その他の意見は執行部より議事録を資料として提出がありました。

このような意見を踏まえまして、委員からは、実際152名の対象の子どもがいて、60名しか定員のない私立の保育園一つにするというのは、阿村地区の人たちに対して少し不誠実ではないか。保護者からある程度声が上がっている以上は、入所状況や子どもの状況を見ながら、答申書にも上げられている公設民営化の検討を重要視していくしかないのではないか。ほかの公立保育園に通うための送迎バスを考えるなどの地域に対してのケアが必要ではないかとの意見が出されました。

公設民営化に関しては、執行部から、補助金の部分で公設と同様の措置がとられ、交付税に算入されるため不明確な部分も出てくるとの説明がありました。

また、委員からは、嘆願書が出されましたが、地域の実情はどこも同じで、特別阿村地区だけが例外というのではない。適正化審議会の中には、地域の代表者、園の代表者も入り、時間をかけて意見を集約されている。その上で答申の内容が出されているので、例外的に存続ということ

になれば、ほかの地域においても、保育園だけではなく小学校の統廃合問題まで絡んでくる可能性もある。熟慮し慎重にすべきとの意見や、審議会の答申どおり大矢野地区の保育園は既に廃園になっている。どこの地域の保護者も同じ気持ちなのではないかなどの意見や、今は特色のある園づくりをされ、保護者の方も住んでいる地域以外の保育園に子どもを通わせているケースもある。エリア的なことも重要だが、そればかりではなく、子どもの個性を伸ばしたいという保護者もおられ、校区で保育園を選んでいる方たちばかりではないとの意見がありました。

このように8月22日の委員会では、公設民営化の検討を含め、答申書の内容をある程度重視していくことの発言が多くありましたが、執行部から提出された資料や現地踏査及び各委員からのさまざまな意見を踏まえ、採決を行わず、9月の委員会で再度審査、採決することといたしました。

次に、後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める意見書の提出に関する請願につきましては、6月の委員会時には国の動向を踏まえて判断すべきではないかとの意見が委員からございましたが、その後、低中所得者層の保険料軽減等を拡大する新たな見直しが行われましたので、そのことについて執行部より詳しい説明がなされました。

まず、保険料は、均等割の部分で、現行の7割の軽減世帯を一律ことしは8.5割軽減にして、21年度からは7割軽減を9割軽減に変えるとのことでした。保険料にいたしますと、現行の保険料が7割軽減で1万4,000円が、8.5割軽減されまして6,900円になり、21年度にはこれよりさらに安くなり、この措置は上天草市の被保険者約6,100人中、7割軽減対象者は約2,700人となるとの説明でありました。また、所得割の軽減は、所得58万円、年金収入210万円以下の方について所得割額が5割軽減され、例を挙げますと、年金収入163万円単身者の場合、所得割額は8,620円から半減されますので4,310円に軽減されるという説明で、上天草市の対象者は211名いらっしゃるとのことでした。

次に、保険料軽減対策による財源については、20年度は国が特別調整交付金によって全額を補助し、広報、電算システム改修に要する費用につきましても補助がなされますが、21年度以降につきましては、まだ基準が示されていないとの説明でございました。

次に、普通徴収の対象者が拡大されたこと、診療報酬の終末期相談支援料が7月1日より算定凍結の措置が講じられたこと、苦情の多い資格証明書の運用について説明がございました。

それから、後期高齢者医療制度とこれまでの老人医療制度の比較でございしますが、20年度で言いますと、市の負担は9,524万円軽減されるとのことでした。

詳しくは、一般会計負担金は2,322万3,000円の増、療養給付費関係負担金は1億7,528万9,000円の減、後期高齢者医療制度による影響額が172万7,000円の減額、昨年度の2月、3月分老人医療費5,855万3,000円の老人会計繰出金を計上いたしまして、合計9,524万円の削減予測になるとの説明があり、上天草市は医療費が高く、熊本県で比較した場合は上位に位置し、広域連合で運営する後期高齢者医療制度のほうが市にとって有利ではないかとのことでありました。

この説明を受けまして、委員からは、前の制度がパンク状態であったため新制度ができ、上天

草市にとって幾らか有利であるならば中止・撤回は求められないのではないかと多くの意見が多く出されましたが、さらに十分検討するため、この請願についても採決を行わず、9月の委員会において再度審査をし、採決することといたしました。

以上が8月22日の委員会の報告でございます。

次に、本定例会で付託されました条例関係2議案、予算関係10議案、陳情2件、継続審査2件につきまして、去る9月16日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第66号、上天草市男女共同参画社会推進条例の制定についてであります。本条例につきましては、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第であります。

次に、議案第69号、上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本条例につきましては、湯島簡易水道事業の適正な施設整備を行うための規定の整備でございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第であります。

次に、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号の所管部門について申し上げます。所管の補正予算の内容につきましては、委員から、小学校施設耐震2次診断委託料2,346万8,000円及び中学校施設耐震2次診断委託料1,994万2,000円について質疑がありました。

まず診断箇所について質疑がなされ、執行部からは、中南小学校校舎、中北小学校校舎、上小学校体育館、阿村小学校校舎及び体育館、牟田小学校体育館、高戸小学校校舎及び体育館、樋島小学校校舎、体育館、大道小学校校舎及び体育館、維和中学校校舎及び体育館、今津中学校体育館、教良木中学校体育館、阿村中学校校舎、姫戸中学校校舎、大道中学校校舎及び体育館、龍ヶ岳中学校校舎の小学校8校、中学校7校、合計15校であることの説明がありました。

委員からは、学校の統廃合を控え無駄なお金にも思えるが、こういった基準で選んでいるのか、また学校の体育館は社会スポーツで利用されていると本会議で説明があったが、利用率はどのくらいなのかなど、納得のいく説明を求める意見がございました。

執行部からは、施設管理をしている教育委員会として、児童、生徒が安心して学習に取り組むことのできる環境をつくるのが責務であり、市としても学校の設置者として、当然危険性があるかないのか把握すべき立場にあるだろうと考えている。統廃合を控えている学校がありますが、間近な学校を除き診断をして、危険性というものを把握する必要があると考えている。校舎の改修工事等については診断の数値結果によりますが、急いすべきものを除き、財政面の調整をしながら計画的な進め方になっていくと考えている。体育館については利用率まで調べていないが、夜間開放をし、地域において利用されている現状もあり、統合した後については社会体育関係では補助がないので、学校施設として存在する中で改修をすれば補助があり、対象となる学校については今回診断をお願いしたいとのことでした。

また、国の補助率については、補強工事が2分の1が3分の2に、建てかえについては3分の1が2分の1にかさ上げされ、これは時限立法でもあり、22年度までに急いであるようにと指導があっている。2次診断については今年度だけ3分の1の補助があり、有利とされる補助率のかさ上げと同時に耐震数値の公表も義務化されているので、診断によってその安全性及び危険性が保護者や地域にも説明できるのではないかとの回答でありました。

その他の予算につきましては、タラソで若返り事業使用料が5万円減額になっているが、タラソ施設は健康増進の効果があるとの執行部の回答がある中、なぜ減額されているのかとの質疑があり、執行部からは、タラソ施設が一たん8月いっぱい休止する話があり、タラソでの事業の計画が立てられず、その予算を必要な研修事業費に組み替えたとの回答でございました。

このような質疑を経まして慎重に審査しました結果、平成20年度一般会計補正予算の所管部門につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものとして決定した次第であります。

次に、健康福祉部所管の議案第71号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、議案第72号、平成20年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算、議案第73号、平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算、議案第74号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算、議案第75号、平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算、議案第80号、平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算の以上6議案の補正予算につきましては、本会議において執行部より事項別明細で詳細な説明がございましたので、委員から質疑等もなく、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第76号、平成20年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号につきましては、前年度の繰越金確定による補正でございましたので、全員異議なく原案のとおり可決すべきものとして決定した次第であります。

次に、議案第81号、平成20年度上天草市水道事業会計補正予算第1号につきましては、事業費確定による企業債及び借りかえ債増額などが主なものでしたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第82号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号につきましては、器械及び備品の故障による買いかえでございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、継続審査となっていました陳情第11号、阿村保育園存続に関する嘆願書についてでございますが、さきに述べましたように、8月22日の審査を踏まえまして、委員からは改めて公設民営化について質疑があり、執行部からは、非公式な形で認可保育園に尋ねたところ、部屋の改造等は必要だが園児の受け入れはできないことはない。また、阿村保育園を公設民営にした場合は市の考えに沿いますとのお話がありましたと説明がございました。

この執行部の説明を受けまして、委員からは、園児の受け入れ先が確保でき、答申にありました公設民営化の検討が執行部でなされるのであれば、適正化計画を進めてはどうかとの意見でま

とまり、6月の委員会及び8月22日の閉会中の委員会を含め慎重に審査を重ねてまいりました結果、この嘆願書につきましては、全員一致で不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっていました請願第1号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願書についてでございますが、こちらも8月22日の審査を踏まえまして、委員からは、国の見直しを受けて市民からの問い合わせや声はどのようなようであったかとの質疑があり、軽減措置であったためそう混乱はなかった。口座振替の問い合わせが主でしたとの回答がありました。

執行部からは、改めて現段階では低中所得者には後期高齢者医療制度のほうが有利で、全体的にも負担が軽くなっているとの説明がありましたので、委員会では、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることに関してはメリットが少ないとの意見でとまり、採決の結果、全員一致で不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第19号、公立保育所の民間移管についての要望書につきましては、要望のとおり、民間移管については運営のノウハウからして社会福祉法人が望ましいところがあり、委員会では全員異議なく採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第20号、子どもを守る保育の推進についてでございますが、要望にありますとおり、保育制度改革については、未来を展望し、子どもの視点に立った慎重かつ十分な議論が必要なことから、委員会では全員異議なく採択することに決定いたしました。

以上が文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号を除く議案についてこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第66号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第69号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第71号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第72号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第73号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第74号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第75号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いた

しました。

次に、議案第76号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第80号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第81号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第82号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、継続審査となっておりました請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、同じく継続審査となっておりました陳情第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第70号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第4号）

議長（渡辺 稔夫君） 日程第5、議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第4号を議題といたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第70号を採決いたします。

本件に対する各委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、ここでお諮りいたします。日程第6、発議第5号から日程第10、発議第9号までは、先ほど議会運営委員長から報告がありましたとおり、委員会への審査を省略し、本日議決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、発議第5号から日程第10、発議第9号までは、委員会の審査を省略し、本日採決することに決定いたしました。

日程第6 発議第5号 国による公的森林整備の推進と国有林事業の健全化を求める意見書の提出について

議長（渡辺 稔夫君） 日程第6、発議第5号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産常任委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） 発議第5号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2号の規定により提出します。平成20年9月19日、上天草市議会農林水産常任委員会委員長、山口安彦。上天草市議会議長、渡辺稔夫様。

提案理由。国による公的森林整備と国有林野事業の健全化に関して国に要望するため。国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書。前文は朗読を割愛させていただき、中段の1から4までを読み上げていきます。

記。1、森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含めた安定的な財源を確保するとともに、林業、木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出。2、緑の雇用対策等森林、林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等に係る効率的、安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進化による間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業及び木材産業の振興。3、計画的に水資源造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等、民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度の創設。4、国有林野事業については国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林林業担い手の育成と地域活性化への寄与。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成20年9月19日、上天草市議会議長、渡辺稔夫。内閣総理大臣、福田康夫殿。財務大臣、伊吹文明殿。農林水産大臣、太田誠一殿。経済産業大臣、二階俊博殿。環境大臣、斉藤鉄夫殿。衆議院議長、河野洋平殿。参議院議長、江田五月殿。

以上です。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第5号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 討論がありませんので、これをもって討論を終わります。

それでは、発議第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議長（渡辺 稔夫君） 次に、日程第7、発議第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（園田 一博君） 発議第6号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年9月19日、上天草市議会総務常任委員会委員長、園田一博。上天草市議会議長、渡辺稔夫様。

提案理由。過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を守るため、新たな過疎対策法の制定に関して国に要望するため。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活、生産基盤の弱体化が進む中で多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食料の供給、水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林における地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的、公共的機能を担っている。過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化されることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月19日、熊本県上天草市議会議長、渡辺稔夫。内閣総理大臣、福田康夫殿。総務大臣、増田弘也殿。財務大臣、伊吹文明殿。農林水産大臣、太田誠一殿。国土交通大臣、谷垣禎一殿。

以上です。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第6号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 討論がありませんので、これをもって討論を終わります。

それでは、発議第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 発議第7号 郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について

議長（渡辺 稔夫君） 次に日程第8、発議第7号、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（園田 一博君） 発議第7号、郵政民営化法の見直しに関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年9月19日、上天草市議会総務常任委員会委員長、園田一博。上天草市議会議長、渡辺稔夫様。

提案理由。国民の利便に支障が生じないように、郵政民営化法の見直しに関して国に要望するため。

郵政民営化法の見直しに関する意見書。昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政3事業は特殊株式会社である日本郵政株式会社のもとに四つの会社に分社化された。民営化スタート後の状況を見ると、3事業一体性が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出し、国民サービスの面でも利便性向上をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられている。このことは、国民の共有の財産で

ある郵便局ネットワーク存続に赤信号がともっていると言っても過言ではない。つまり、郵政事業には全国一律のサービスを維持することが法律に明示されているのに対し、貯金、保険のいわゆる金融サービスについては、将来にわたってサービスを受けることが法律の上では何らの保証もされていないことから、ほかの金融機関のない離島及び金融機関から遠距離の地域では、多大な生活不便が生じ、死活問題とも言うべき大きな不安となっているのである。よって、国においては郵便、貯金、保険のサービスは将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないように、法的な見直しを含め、郵政3事業が一体のサービスとして運営されるべき必要な措置を講ずることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月19日、熊本県上天草市議会議長、渡辺稔夫。衆議院議長、河野洋平殿。参議院議長、江田五月殿。内閣総理大臣、福田康夫殿。総務大臣、増田弘也殿。

以上です。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第7号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 討論がありませんので、これをもって討論を終わります。

それでは、発議第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 発議第8号 上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（渡辺 稔夫君） 次に日程第9、発議第8号、上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（堀江 隆臣君） 発議第8号、上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の

規定により提出します。平成20年9月19日提出。上天草市議会議会運営委員会委員長、堀江隆臣。上天草市議会議長、渡辺稔夫様。

上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例。上天草市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中第100条第13項及び同条第14項を100条第14項及び同条第15項に改める。

内容を簡単に申しますと、地方自治法の改正によりまして、新たな会議の場を設けることができるという項目が追加されましたので、その項目の分、次の項目にずれていくという内容でございます。

附則、この条例は交付の日から施行する。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第8号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 討論がありませんので、これをもって討論を終わります。

それでは、発議第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 発議第9号 上天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長（渡辺 稔夫君） 次に日程第10、発議第9号、上天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（堀江 隆臣君） 発議第9号、上天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年9月19日提出。上天草市議会議会運営委員会委員長、堀江隆臣。上天草市議会議

長、渡辺稔夫様。

発議第9号、上天草市議会会議規則の一部を改正する規則。上天草市議会会議規則の一部を次のように改正する。目次中第7章補則、第159条、第160条後、第7章、協議または調整を行うための場、159条、第8章、議員の派遣。第160条、第9章補則、第161条に改める。

内容については簡単に説明してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議会運営委員長（堀江 隆臣君） 9ページの別表第159条関係に記してありますが、今回の地方自治法の改正によりまして、新たに会議の場として全員協議会、各派代表者会議を追加いたしております。この二つの会議については、今後費用弁償あるいは公務災害等の対象になるということがございます。

附則、この条例は交付の日から施行する。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが議案を提出する理由であるということがございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第9号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 討論がありませんので、これをもって討論を終わります。

それでは、発議第9号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（渡辺 稔夫君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長申し出のとおり委員会の閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり委員会の閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして議事を閉じ、平成20年第3回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時01分